

変 更 後	変 更 前
(目 的) 第 1 条 知事は、農業生産の維持を図り、あわせて農業経営の安定に寄与するため、農地及び農業用施設（以下「農用地」という。）の災害復旧事業及び災害関連事業（以下「災害復旧（関連）事業」という。）の次に掲げる法律等の規定に基づき、施行する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。 (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「暫定法」という。） (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。） (3) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行規則」という。） (4) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。） (5) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令 403 号。以下「激甚法施行令」という。） (6) 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 D 第 284 号） (7) 農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和 53 年 3 月 3 日付 53 構改 D 第 116	(目 的) 第 1 条 知事は、農業生産の維持を図り、あわせて農業経営の安定に寄与するため、農地及び農業用施設（以下「農用地」という。）の災害復旧事業及び災害関連事業（以下「災害復旧（関連）事業」という。）を施行する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成 8 年 6 月奈良県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

変 更 後	変 更 前
号。以下「査定設計交付要綱」という。) (補助額) 第 6 条 略 2 その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域として暫定法第 3 条第 4 項の規定により農林水産大臣が指定する地域内の災害復旧事業については、前項の規定による補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。 (特別補助) 第 7 条 激甚法第 2 条に基づき政令で指定された激甚災害が発生した場合には、当該激甚災害に係る災害復旧（関連）事業について、前条の規定による通常の補助のほか予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。この摘要は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧（関連）事業の事業費の総額から、当該事業費につき、前条の規定により補助する額を差し引いて得た額（以下「通常補助控除額」という。）を、当該激甚災害を受けた農地等の関係耕作者の実数で除した 1 戸当たりの事業費が、2 万円を超える地域として、激甚法施行令第 14 条の規定に基づき農林水産大臣が告示した市町村の地域に限る。 (査定設計委託費等補助) 第 8 条 激甚法第 2 条の規定により指定された災害等で、特に被害が	(補助額) 第 6 条 略 2 その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域として農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「暫定法」という。）第 3 条第 4 項の規定により農林水産大臣が指定する地域内の災害復旧事業については、前項の規定による補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。 (特別補助) 第 7 条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 2 条に基づき政令で指定された激甚災害が発生した場合には、当該激甚災害に係る災害復旧（関連）事業について、前条の規定による通常の補助のほか予算の範囲内において、次に掲げる区分に従い算定した合計額を補助する。この摘要は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧（関連）事業の事業費の総額から、当該事業費につき、前条の規定により補助する額を差し引いて得た額（以下「通常補助控除額」という。）を、当該激甚災害を受けた農地等の関係耕作者の実数で除した 1 戸当たりの事業費が、2 万円を超える地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号。以下「激甚法施行令」という。）第 14 条の規定に基づき農林水産大臣が告示した市町村の地域に限る。 (査定設計委託費等補助) 第 8 条 激甚法第 2 条の規定により指定された災害等で、特に被害が

変 更 後	変 更 前
激甚であると認められる災害、又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害が発生した場合、暫定法施行令第 1 条の 4の規定に基づき農林水産大臣に提出する災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限り、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除く。以下「委託費等」という。）につき、予算の範囲内において、補助金を交付する。この適用は、次の各号のいずれかに該当する事業に係るものに限り、かつ、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が別に事業主体ごとに定める金額以上となる場合に限る。 (1)略 (2)略 (3)その他査定設計交付要綱第 2 (5)に基づき、農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する災害復旧事業。 （施越工事等） 第 12 条 災害査定終了後（保留となった地区を除く）で、前条に定める交付決定を受ける前に緊急に事業を実施する事情がある場合、施越工事施行報告書(第 7 号様式)に地区一覧表（第 8 号様式）を添付して、事業実施までに提出（以下「施越報告」という。）しなければ	激甚であると認められる災害、又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害が発生した場合、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき農林水産大臣に提出する災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限り、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除く。以下「委託費等」という。）につき、予算の範囲内において、補助金を交付する。この適用は、次の各号のいずれかに該当する事業に係るものに限り、かつ、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が別に事業主体ごとに定める金額以上となる場合に限る。 (1)略 (2)略 (3)その他農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業 査定設計委託費等補助金交付要綱(昭和 53 年 3 月 53 構改 D 第 116 号)第 2 (5)に基づき、農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する災害復旧事業。 （施越工事等） 第 12 条 災害査定終了後（保留となった地区を除く）で、前条に定める交付決定を受ける前に緊急に事業を実施する事情がある場合、施越工事施行承認書(第 7 号様式)に地区一覧表（第 8 号様式）を添付して提出し、知事の承認（以下「施越承認」という。）を得て、当

変 更 後	変 更 前
ばならない。 (事業着手の届出) 第 13 条 削除 (検査又は指示) 第 15 条 知事は、施越報告の提出又は補助の交付決定を受けた者に対して、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることがある。 (事業計画の変更) 第 22 条 当該災害復旧（関連）事業を履行するに際して、決定事業費に対し軽微な変更を行う場合は第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を添えて、それ以外の変更を行う場合は第 1 号から第 4 号に掲げる書類を添えて、予め災害復旧計画の変更申請を行い知事の承認を得なければならない。 尚、災害復旧（関連）事業における軽微な変更とは、暫定法施行規則による規定に該当するものを指す。 (1)～(5)略 2 事業主体は、第 1 項の軽微な変更のうち実施単価への組替え又は入札による金額確定にかかるものについては、第 1 項によらず、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類により事象発生日の 10 日以内に報告しなければならない。 (1) 計画変更報告書（第 7 号様式）	該事業にかかる工事を施行することができる。 (事業着手の届出) 第 13 条 施越承認を受けた者及び補助の指令を受けた者は、当該災害復旧事業の工事請負契約を締結し、工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない (検査又は指示) 第 15 条 知事は、施越承認又は補助の指令を受けた者に対して、当該事業を適正に実施させるため必要な報告を求め、検査を行い、又は事業の施行に必要な指示をすることがある。 (事業計画の変更) 第 22 条 当該災害復旧（関連）事業を履行するに際して、決定事業費に対し軽微な変更を行う場合は第 1 号及び第 2 号に掲げる書類を添えて、それ以外の変更を行う場合は第 1 号から第 4 号に掲げる書類を添えて、遅滞なく災害復旧計画の変更申請を行い知事の承認を得なければならない。 尚、災害復旧（関連）事業における軽微な変更とは、別に定める要領による規定に該当するものを指す。 (1)～(5)略 2 追加

変 更 後	変 更 前
(2) 地区一覧表（第 8 号様式） 附 則 この要綱は、令和 8 年 9 月 30 日から施行し、改正後の要綱は令和 8 年に発生した災害から適用する。	

変 更 後	変 更 前
-------	-------

(記載内容の見直し) 第7号様式（第12条、第22条） 第 令和 年 月 日 号 奈良県知事 殿 事業主体 代 表 者 事業執行に関する申請及び報告について 農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱に基づき、提出します。 1 事業名 ☐ 災害復旧事業 ☐ 災害関連事業 2 今回提出 ☐ 施越工事施行報告書 ☐ 計画変更申請書 ☐ 計画変更報告書 3 内 容<table><tr><td>地 区 名</td><td>地区別一覧表のとおり</td></tr><tr><td>地区番号</td><td></td></tr><tr><td>事象発生日</td><td></td></tr></table> 4 添付書類 ☒ 地区別一覧表 ☐ 工事変更理由書（※重要変更のみ） ☐ 計画変更比較表（※重要変更のみ） ※ 該当する口にチェックを付けてください。 ※ □に複数チェックし1枚で提出することが可能です。 ※ 計画変更申請の際は事象発生日に変更に係る事由の発生日等を記載するものとする。 ※ 計画変更報告の際は事象発生日に入札公告日又は工事請負契約日等を記載するものとする。 ※ 施越工事施工報告のみの際は事象発生日に工事着手日を記載するものとする。 （査定前着工を行った場合は査定日を記載）	地 区 名	地区別一覧表のとおり	地区番号		事象発生日		第7号様式（第12条、第13条、第22条） 第 令和 年 月 日 号 奈良県知事 殿 事業主体 代 表 者 事業執行に関する申請及び届出書 農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱に基づき、申請又は届け出ます。 1 事業名 ☐ 災害復旧事業 ☐ 災害関連事業 2 今回提出 ☐ 施越工事施行承認申請 ☐ 計画変更申請 ☐ 着手届 3 内 容<table><tr><td>地 区 名</td><td>地区別一覧表のとおり</td></tr><tr><td>地区番号</td><td></td></tr><tr><td>着手日(※着手届提出時)</td><td></td></tr></table> 4 添付書類 ☐ 地区別一覧表 ☐ 工事変更理由書（※重要変更のみ） ☐ 計画変更比較表（※重要変更のみ） ※該当する口にチェックを付けてください。	地 区 名	地区別一覧表のとおり	地区番号		着手日(※着手届提出時)	
地 区 名	地区別一覧表のとおり												
地区番号													
事象発生日													
地 区 名	地区別一覧表のとおり												
地区番号													
着手日(※着手届提出時)													

(記載内容の見直し)

箇所	工種	数量	予定額	A	承認年月日	施達	回数	前回の月間変更	承認及び	今日の変更額	増減 D	変更率	変更理由
番号	限度額	相当	(円)		番号	番号	報告額 B	番号	C	(円)	D/B	(%)	
													☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：
						第 号							☐ 要措置面への相増え ☐ 入札差による減額 ☐ その他：

※ 該当する口にチェックを付けてください。
承認年月日及び番号は、県からの承認通知のものを記入してください。

[illegible]

承認年月日及び番号は、県からの承認通知のものを記入してください。